

# 公立大学法人島根県立大学と一般社団法人ベルガロッソイノベーション との包括的連携に関する協定書

公立大学法人島根県立大学（以下「甲」という）と一般社団法人ベルガロッソイノベーション（以下「乙」という）とは、次のとおり包括的連携協定を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、甲と乙の両者が包括的な連携を結ぶことによって相互の密接な連携と協力を図り、地域の発展に関する取り組みを行うことで、地域の振興に寄与することを目的とする。

## （連携事項）

第2条 甲と乙は、次の事項について連携・協力する。

- (1) 甲が乙の練習等の拠点として活動するのに適当な施設・設備を提供すること
- (2) 乙の活動が甲に在学する学生の福利厚生・厚生補導に資すること
- (3) 地域振興に関すること
- (4) 甲及び乙のPRに関すること
- (5) その他両者が協議して必要と認めること

## （施設等の利用及び整備）

第3条 施設、事業所などの使用及び整備について次の事項のとおりとする。

- (1) 甲が保有する施設、事業所などの設備、敷地を乙はその用途に従って使用、利用する。
- (2) 前条第1項で必要な施設・設備の整備及び改修に係る費用の負担については甲と乙が協議のうえ決定する。

## （原状回復）

第4条 甲が保有する施設、事業所などの設備、敷地について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損した場合には、乙の責任において原状に回復するものとする。ただし、甲乙合意が得られればこの限りでない。

## （協議）

第5条 この協定の実施に関し、連携・協力の細目等の具体的な事項については、甲と乙が協議のうえ定めるものとする。

## （期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から令和6年3月31日までとする。

ただし、この協定の有効期間満了の日の1カ月前までに、甲と乙のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年更新するものとし、その後も同様とする。

## （雑則）

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に規定しない事項については、甲と乙が協議のうえ定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、各自1通を保有する。

令和6年2月28日

公立大学法人島根県立大学

理事長

小千／也

一般社団法人ベルガロッソイノベーション

代表理事

沖野 賢治